

議案第33号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

記

1 取得する財産

土地

(1) 所在地 つくば市みどりの中央25番1

(2) 地積 9,900.01㎡

2 取得金額 金425,007,429円

3 取得目的 みどりの学園義務教育学校の児童生徒数の急増に伴い、不足する
駐車場やグラウンドの拡張整備を目的として取得するもの

4 財産所有者 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

(提案理由)

駐車場やグラウンドの拡張整備に伴い、土地を購入し、財産を取得しようとする

ものである。

みどりの学園義務教育学校駐車場およびグラウンド拡張用地位置図

